

【高取町の元事業課長に懲役3年を求刑！】

町の印鑑を無断で使って不動産会社から740万円をだまし取ったとして、詐欺などの罪に問われている高取町の元課長に対し、検察側は「公務員に対する社会の信用を失墜させた」として、懲役3年を求刑しました。

高取町の元事業課長、栗本成美被告（61）は20年3月、町内で宅地開発を計画していた不動産会社の社員に、会社が町の水道を使うための代金の一部を支払ってほしいと持ちかけて、町の印鑑を無断で使ってうその合意書を取り交わし、およそ740万円を自分名義の預金口座に振り込ませたとして詐欺などの罪に問われています。また、町の外郭団体から現金56万円を着服したとして業務上横領の罪にも問われています。

7月8日、奈良地方裁判所葛城支部で開かれた裁判で、検察側は、「パチンコにのめり込んで、妻の金を使い込んでしまい、それを埋め合わせるのが犯行の動機で、身勝手で悪質だ。公務員の立場を利用した犯行は、公務員に対する社会の信用を失墜させた」と指摘し、懲役3年を求刑しました。

これに対して弁護側は「犯行に及んだのは、仕事などのストレスからで、被害の弁済に向けて努力している」として、寛大な判決を求めました。

判決は、9月2日に言い渡されます。（NHK奈良ニュースより）

【退職金返納について】

2000万円以上と言われている退職金の返納については判決後、奈良県市町村総合事務組合の退職手当支給条例に基づき、動きがあると思われます。私たちはその動向を観察し、提言していきたいと思います。

【水道加入金の未納分について】

また高取町は判決後、速やかに住宅会社に対し、水道加入金未納分の返済請求等、正常な交渉にはいるよう申し入れをしていきます。